

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 8 年 3 月 2 日

嬉野市長 山口 卓也



1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和 8 年度 嬉野市市民活動補償保険
- (2) 仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 契約期間 入札説明書のとおり

2 入札参加の資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、鹿島警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和 7・8 年度の嬉野市一般競争（指名競争）参加資格審査申請（物品製造等）を受理され、受付名簿に登載されている者であること。
- (2) 佐賀県内もしくは福岡県内に本社を置いている保険代理店であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形

は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 嬉野市の発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の社員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

嬉野市役所塩田庁舎 総合戦略推進部 企画政策課 地域活力創造 G

郵便番号 849-1492

住所 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

電話番号 0954-66-9117

FAX 番号 0954-66-3119

電子メールアドレス kikaku@city.ureshino.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法並びに交付期間

ア 交付方法

嬉野市ホームページの「入札情報」

https://www.city.ureshino.lg.jp/sangyo/nyusatsu/_24641/_32680.html

イ 交付期間

公告の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札参加希望者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに求める入札参加届出書を（1）に提出すること。

イ 提出期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時

ウ 一般競争入札参加届出書の提出後にやむを得ず、入札を辞退する場合は、入札辞退届を(1)担当部署に提出すること。その場合の期限は入札日前日までに必着とする。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 一般競争入札参加届出書の確認の結果、入札参加に適すると認められなかったとき。

イ 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別整理開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

エ 嬉野市の発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

オ 自己又は自社の役員等が、2 の（7）のいずれかに該当する者であるこ

とが判明したとき、又は 2 の (7) のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

カ その他本件導入事業契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時

令和 8 年 3 月 18 日 (水) 13 時 30 分

イ 場 所

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

嬉野市役所 塩田庁舎 3 階 3-2 会議室

ウ 入札方法

持参によること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

嬉野市財務規則（平成 18 年規則第 41 号）第 107 条の規定による。

(7) 開札に関する事項

開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提

出した者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(9) 入札方法に関する事項

入札金額は、本件に係る経費の合計金額とすること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望額を入札書に記載すること。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(11) 入札の停止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。

(12) 落札者の決定方法

ア 本入札にあつては、最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出したものであつて、嬉野市財務規則第91条の規定に準じて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

(13) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は 2 回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は再入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(14) 契約条項を示す場所

(1) に同じ。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 公告内容に質問がある場合は、「質問書」に質問内容を記載し、令和 8 年 3 月 10 日（火）正午までに 3 の（1）のメールアドレスへ送信すること。

回答は令和 8 年 3 月 12 日（木）の正午までに嬉野市ホームページに掲載する。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

(7) 入札に関して、情報公開請求等があった場合、嬉野市情報公開条例（平成 26 年嬉野市条例第 33 号）に基づき、参加者から提出された書類等を

開示することがある。